

水道料金改定(案)について

第3回鹿島市水道事業審議会

令和5年8月10日(木)



目次

- 1. 第2回審議会(7/26)のまとめ
- 2. 第3回審議会の検討事項
 - (1) 料金改定率の決定
 - (2) 基本料金(0-5㎡/月)の決定

■事務局からの主な説明内容について

(1)水道事業の経費削減について

職員数の削減や工事費の抑制、管路更新のコスト縮減を行ってきたが、今後、大幅な支出の抑制は厳しく、給水収益は減少していく。今後増加が見込まれる更新費用を捻出するためには、料金改定による収益確保が必要である。

(2) 鹿島市の水道料金について

基本料金と従量料金の逓増料金制となっている。1ヶ月に0-5㎡の基本料金使用者の割合は約20%であるが、調定額に占める割合は、約5%となっている。一方、1ヶ月に81㎡以上の大口使用者は約5%であるが、調定額に占める割合は約37%であり、大口使用者が収益に占める割合は大きい。

(3)料金改定(案)について

	改定の内容	平均 改定率	損益が いつまで	現行料金との差額(円)		
		3.C.T	黒字か	40㎡/2か月	100㎡/2か月	
現行			令和9年度			
①安	基本料金と超過料金を一律15%引き上げる	15%	令和11年度	1,188	3,498	
①案				(594/月)	(1,749/月)	
②案	基本料金(0-5㎡)はそのままで、基本料金(6-10㎡)と	11.25%	令和11年度	1,188	3,498	
	超過料金を一律15%引き上げる	11.23/0	7 和 11 千皮	(594/月)	(1,749/月)	
3案	基本料金と超過料金を一律10%引き上げる	10%	令和10年度	792	2,332	
				(396/月)	(1,166/月)	
4案	基本料金(0-5㎡)はそのままで、基本料金(6-10㎡)と 超過料金を一律10%引き上げる 7.5% 令和10年	7 50/	△和10年曲	792	2,332	
(4)未		│ □和□□十段	(396/月)	(1,166/月)		

- ■委員の皆さまからのご意見について
 - (1)料金改定の時期について
- ✓ 内部留保資金もあるので、もう少し赤字になってから料金改定してもよいのではないか。
 - ⇒赤字になった後に料金改定をすると、黒字に回復させるのは難しくなる。施設の大規模な改修 や災害時などに通常の料金徴収ができない場合に備えて、内部留保資金をある程度維持して おきたい。
- ✓ 平成12年度の料金改定以降、23年間そのままで今改定を検討しているのはなぜか。
 - ⇒企業債の残高のピークが平成28年度であったが、それまで工事費など支出を抑えて、返済 を優先していた。また、管材の耐用年数が一部延びたことにより、更新費用を抑制できたため。
- (2)料金改定の期間について
- ✓ 3年くらいで頻繁に料金改定するのではなく、5年くらいで状況を見ながら改定を検討した方がよい。

(3)料金改定率について

- ✓ 水道課としては、10%、15%のどちらを考えているのか。
 - ⇒水道課としては、安定した経営をするためには高い改定率の方が望ましいが、皆さまの ご意見をお伺いして決定したい。
- ✓ 水道事業会計では、利益を出すことで企業債(借金)を返済している。今後は、借金の返済と増加する更新費用を利益と内部留保資金で賄わなければならない。今回、ある程度上げることができれば、長期的に見ていい結果につながる。
- ✓ 15%ぐらいの値上げをして、5年程度で検討する方がよい。

(4)基本料金について

- ✓ 1ヶ月「0-5㎡」の基本料金を据え置きした場合、収入として影響は少ないが、約20%の人が値上げの影響を受けないため、不公平感もある。
- ✓ 1ヶ月「0-5㎡」の使用者は、高齢者の一人世帯が多いと思われる。「0-5㎡」の基本料金は据え 置きを要望する。

(5)その他

- ✓ 損益のシミュレーションには、管路の更新費用だけではなく、施設の維持費も含まれているか。⇒耐震化や全体的な施設を含めて検討している。
- ✓ 鹿島市内の老朽管の更新は何年ぐらいで終わるか。⇒老朽管を更新後、耐用年数の前には替えなければならないので、更新に終わりはない。
- ▶ 超過分の1ヶ月「10㎡を超えて25㎡までの部分」、「25㎡超える部分」の区分を更に分けることはできるか。
 - ⇒過去に検討はしているが、今回は現行料金をベースとして提案している。
- ✓ 小口使用が多い生活困窮者の水道料金をできるだけ安くすることも必要だが、料金が高い大口使用者が井戸等に替えた場合、収入が一気に下がることになるので、大口使用者への配慮も必要ではないかと思う。
- ✓ 現在2ヶ月に1度支払っている水道料金を、1ヶ月ごとに支払うように変えられるか。
 - ⇒全体を偶数月と奇数月の2地区に分けて検針しており、毎月検針すると費用もかかるが、 1回に支払う料金は半分になり、払いやすくなるので、今後検討したい。
- ✓ 水道事業会計の予算を見て、削減について検討できるのではないかと感じた。

2. 第3回審議会の検討事項

(1)料金改定率の決定

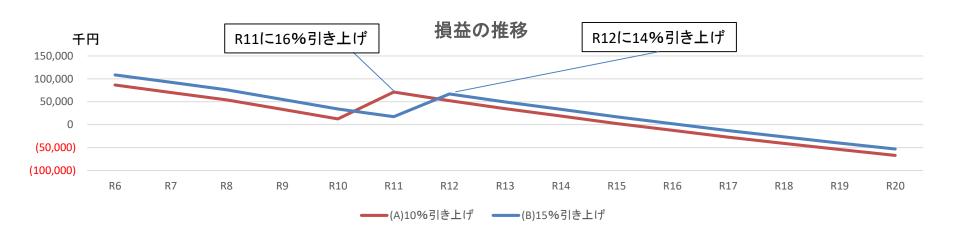
※参考として、令和6年度に10%、15%引き上げた場合の、今後の損益をシミュレーションしている。

(A) 令和6年度に10%引き上げた場合のシミュレーション

令和11年度に赤字になるので、5年間黒字を維持するために、令和11年度に16%引き上げている。

(B)令和6年度に15%引き上げた場合のシミュレーション

令和12年度に赤字になるので、5年間黒字を維持するために、令和12年度に14%引き上げている。



- (B)の方が、黒字の期間が長く、次回の改定率が低くなると見込まれる。
- 次回の改定率は、収支の状況や経済の動向により変わってくる。

2. 第3回審議会の検討事項

(2)基本料金(0-5㎡/月)の決定

※修正版

■ 現行料金と改定後料金の給水収益の差額(2期・4カ月分)

2ヶ月の水量	0-10m³	11−20m³	21−50㎡	51㎡以上	差額合計	増加率
基本料金·超過料金	676,800円	801,600円	1,144,440円	1,535,820円	4,158,660円	15%
基本料金一部·超過 料金15%②	0円	801,600円	1,144,440円	1,535,820円	3,481,860円	14%

15%(1)		現行	改定後	a-	-b
用途	算定基準	a 料金 (円)	b 料金 (円)	円	%
一 (基 般本)	使用水量5㎡ まで	1,000	1, 150	150	15. 00
	使用水量5㎡ 超え10㎡まで	1,600	1,840	240	15. 00
一般用	使用水量10㎡ 超え25㎡まで の部分 (1㎡つき)	200	230	30	15. 00
	使用水量25㎡ 超える部分 (1㎡つき)	240	276	36	15. 00
				平均	

15%②		現行	改定後	a-	-b
用途	算定基準	a 料金 (円)	b 料金 (円)	円	%
一分	使用水量5㎡ まで	1, 000	1, 000	0	0.00
一般用 (基本)	使用水量5㎡ 超え10㎡まで	1, 600	1,840	240	15. 00
一般過	使用水量10㎡ 超え25㎡まで の部分 (1㎡つき)	200	230	15	15. 00
用分	使用水量25㎡ 超える部分 (1㎡つき)	240	276	36	15. 00
8				平均 改定率	11. 25

2. 第3回審議会の検討事項

(2)基本料金(0-5㎡/月)の決定

※修正版

■ 現行料金と改定後料金の給水収益の差額(2期・4カ月分)

2ヶ月の水量	0-10m³	11–20m ³	21–50m³	51㎡以上	差額合計	増加率
基本料金·超過料金 10%③	451,200円	534,400円	2,785,626円	2,726,952円	6,498,178円	10%
基本料金一部·超過 料金10%④	0円	534,400円	2,785,626円	2,726,952円	6,046,978円	9.3%

10.00

10%(3)		現行	改定後	a-	-b
用途	算定基準	a 料金 (円)	b 料金 (円)	円	%
—	使用水量5㎡ まで	1,000	1, 100	100	10.00
一般用用	使用水量5㎡ を超え10㎡ま で	1, 600	1, 760	160	10.00
	使用水量10㎡ を超え25㎡ま での部分 (1㎡つき)	200	220	20	10.00
用分	使用水量25㎡ を超える部分 (1㎡つき)	240	264	24	10.00
-					

10%④		現行	改定後	a-b	
用途	算定基準	a 料金 (円)	b 料金 (円)	円	%
一般和用	使用水量5㎡ まで	1,000	1,000	0	0.00
	使用水量5㎡ を超え10㎡ま で	1, 600	1, 760	160	10.00
一般過	使用水量10㎡ を超え25㎡ま での部分 (1㎡つき)	200	220	20	10.00
用分		240	264	24	10.00
9				平均 改定率	7. 50